1 重 要

ほ場の位置・面積等に係る記録の作成、保存

農場の生産工程を管理するための基礎情報として、農作業に関わるほ場や施設の位置、面積等を記録した台帳等を作成することにより、作業すべきほ場の取り違えミスを防止するなど、安全で効率的な作業を行うことができます。

また、ほ場の危険箇所を把握し作業者で情報を共有しておくことで農作業事故を未然に防ぐことも可能です。

取組事項

○ 全てのほ場や施設の位置、面積等を管理台帳に記載し整備する。
○ 事故発生時の対応マニュアルや緊急時の連絡先の一覧を作成する。
○ 管理台帳や地図、図面に整理した情報は、事務所や作業場に掲示するなど、作業者全員で共有する。

【ほ場情報等の台帳整備】

ほ場や施設の名称や場所が作業者間で統一されていないと、作業指示や作業記録が正確に伝わらない可能性があります。作業者への指示、作業の記録を正しく行い、ほ場取り違え等のミスを防止するため、すべてのほ場や施設についてほ場管理台帳等を整備し管理します。

その際、位置、面積のほか、地図を記載しほ場や施設等の危険箇所（傾斜や崖など、農作業機械の出入りが困難な箇所など）や特徴を記入したり、これまでの栽培管理の中で留意が必要な事項等（農薬飛散の可能性など）を記載することも、より充実した作業計画を作成するために有効です。

【作業者全員での情報の共有化】

ほ場や施設の管理台帳等は、生産工程管理の基礎となるものです。作業者全員が常に認識できる場所に配置するなど、情報の共有化を図ります。

作業者全員が共通の認識を持ち、確認、作業、記録等を行うことにより、適切な生産工程管理が可能となります。

また、作業を他の作業者に指示や委託する場合には、その作業者にこれらの情報をしっかりと説明しましょう。

【事故発生時の対応マニュアル等の作成】

危険箇所等を把握することと併せて、万が一残留農薬基準値超過や農作業事故が発生した場合の対応マニュアルや緊急連絡先のリストなどを作成することも重要です。

【ほ場管理台帳様式例】

ほ場・施設一覧表

ほ場番号	面積	所在地（地番）	作物（品種）	備考（留意点）
No.１	○a	○○市△△1-1	ｺｼﾋｶﾘBL	県認証5割減減 用水路脇除草作業時転落注意
No.２	○a	○○市△△2-1	ｺｼﾋｶﾘBL	県認証5割減減
No.３	○a	○○市△△2-2	こがねもち	進入路狭く、傾斜大 農機出入りの際注意
No.４	○a	○○市△△2-3	こしいぶき	
No.５	○a	○○市△△3-1	大豆(ｴﾝﾚｲ)	用水路脇除草作業時転落注意
No.６	○a	○○市△△4-2	ｺｼﾋｶﾘBL	
No.７	○a	○○市△△4-3	ｺｼﾋｶﾘBL	
No.８	○a	○○市△△4-4	日本なし	防除時の隣接ほ場、住宅への農薬飛散に注意

施設一覧表

施設番号	施設名	用途	備考（留意点）
No.１	育苗ハウス１	今期は育苗のみ	
No.２	育苗ハウス２	育苗後、ｵｰﾀﾑﾎﾞｴﾑ作付予定	
No.３	乾燥調整施設	米、大豆の乾燥調整	乾燥調製時、粉じんの飛散に注意
No.４	倉庫	農機具保管	
No.５	作業場		

ほ場周辺地図

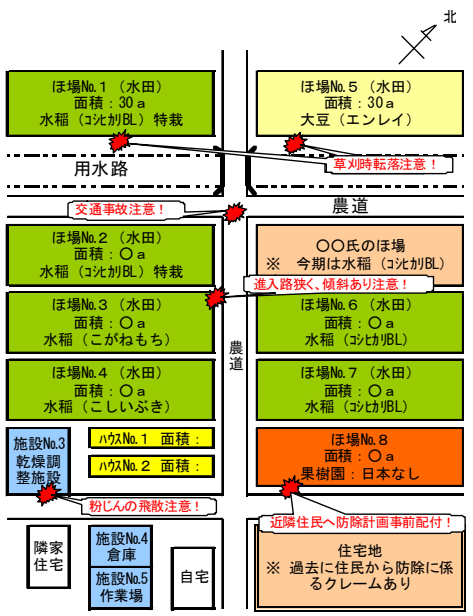

● その他注意事項

・近隣住民へ防除開始前に防除計画を周知すること

・ほ場から農道に出る際は、必ず安全を確認すること

【情報の共有化】

ほ場数の多い、又は広域に点在する経営等では、ほ場地図を事務所や作業場等に掲示するなど作業者で情報の共有を図りましょう。

また、事故発生時の対応についても作業者間で検討しておきましょう。

ほ場図の掲示事例

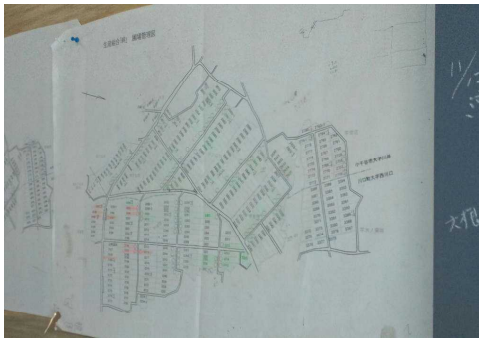

※　台帳とは別にほ場地図を拡大し事務所、作業場へ掲示

事故発生時対応マニュアルのフローチャート様式例

事故の発生、事故発見

↓

被害者の安全確保 → ○ 症状確認（救急車の要、不要の判断）

↓

連絡・応援要請 →

【緊急時】　救急車・火災　119番
　　警察・事故　110番

【責任者報告】　農場長　新潟　太郎
　　自宅　025－000－0000
　　携帯　090－0000－0000

○ 事故の発生場所、状況、けが人の有無等を報告
○ 対応の指示を仰ぐ

↓

応急処置 → ○ 症状確認（救急車の要、不要の判断）

緊急連絡先一覧

名　称	連絡先	備　考
○○警察署	025-123-0001	緊急時「110」
○○消防署	025-123-0002	緊急時「119」
○○病院（外科・整形外科）	025-123-0003	
△△医院（内科）	025-123-0004	

【根拠法令等】なし

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	栽培	収穫	出荷	共通事項

2	必 須	食品安全	環境保全	労働安全	管理全般

登録種苗の適正な使用

優良な品種は、農業生産の基礎であり、良食味、高品質、耐病性等に優れた多様な品種の育成は、その発展を支える重要な柱です。

育成された新品種については、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利が保護されています。育成者に無断で利用・増殖・譲渡等をすることはできません。

取組事項

○　権利が保護されている農作物の種苗（種子、苗、果樹の枝（穂木、剪定枝等）など繁殖用に使用されるもの）を、育成者権者の許可無く増殖し、他の農家等に種苗として販売しない。

○　権利が保護されている農作物の種苗を県外や国外に持ち出さない。

○　契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従う。

【育成者の権利】

品種登録された品種の育成者権は、25年（果樹等については30年）存続します。その間は、育成者権を持っている者（育成者権者）の許諾なしに品種を利用することはできません。

ただし、農業者が育成者権者や育成者権者と契約を結んで種苗を販売している種苗会社、ＪＡ等から購入した種苗を用いて、作付けすること、収穫物を出荷すること、次期の作付けに種苗として利用することは認められています。

種苗を増殖・販売している農家は、販売しようとする種苗が登録品種であるか、育成者権が存続しているかを確認しましょう。該当する場合は、権利者の許諾が必要であり、無断で増殖・譲渡してはいけません。

【農業者でも育成者権者の許可が必要な場合】

(1) 自家増殖して余った種苗を、有償・無償を問わず、他の農家に配布する場合
(2) 契約で自家増殖が禁止されている場合
(3) 栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物（82種類）を増殖する場合
(4) いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合

(5) きのこの菌種を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合

育成者権を侵害した場合の罰則等

○　種苗法に基づき、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

(1) 民事請求（33条、34条、44条）

・当該品種の生産・販売の差し止め
・無断利用によって育成者権者が被った損害の賠償
・無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置

(2) 刑事罰（67条）

・10年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金、またはこれらの併科（法人は３億円以下の罰金）

【登録種苗の適正な使用に関する情報】

農林水産省のホームページに詳細な情報が掲載されています。

「農林水産省品種登録ホームページ」　http://www.hinsyu.maff.go.jp/

【新潟県育成品種の取扱い（例：水稲）】

新潟県が育成した「コシヒカリＢＬ」「こしいぶき」「ゆきん子舞」「なごりゆき」「越淡麗」は、新潟県内農業者の新潟県内作付けに限定して種子を譲渡しています。

特に、「コシヒカリＢＬ」種子の購入にあたっては、以下について遵守する必要があります。

(1) 種子を他者へ再譲渡しない。

(2) 育苗した苗を譲渡する場合は、苗の購入者が新潟県内に作付けし、かつ再譲渡しないことを必ず確認する。

(3) 購入農業者は、種子の再譲渡等を行わないこと等について同意する。

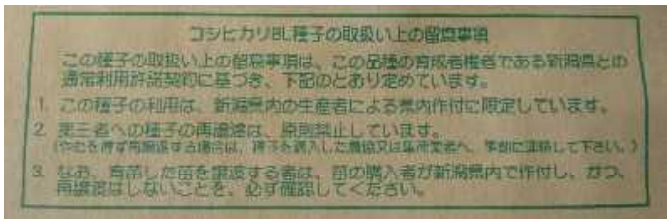
コシヒカリBL種子の取扱い上の留意事項
この種子の取扱い上の留意事項は、この品種の育成者権者である新潟県との通常利用許諾契約に基づき、下記のとおり定めています。
1. この種子の利用は、新潟県内の生産者による県内作付に限定しています。
2. 第三者への種子の再譲渡は、原則禁止しています。
（やむを得ず再譲渡する場合は、種子を購入した農協又は県農業者へ、事前に連絡して下さい。）
3. なお、育苗した苗を譲渡する者は、苗の購入者が新潟県内で作付し、かつ、再譲渡はしないことを、必ず確認してください。

コシヒカリＢＬ種子取扱い上の留意事項
（種子袋に記載の注意喚起）

※　この他、新潟県が育成した野菜、果樹、花き等の品種でも、条件付きで利用を許諾している場合があるので、利用に当たっては、種苗販売者に利用の条件等を確認してください。

【根拠法令等】

○　種苗法（平成10年５月29日法律第83号）

○　種苗法施行規則（平成10年12月３日農林水産省令第83号）

危険な農作業等の把握及び改善

農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは、農業生産において基本的かつ重要な事項です。

農作業の安全を確保するため、まずは、ほ場内や地域内の危険な箇所や施設、作業工程等を把握し、作業者で情報の共有を図るとともに、必要な改善を行い事故の未然防止に努めましょう。

取組事項

- ○ 危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握する。
- ○ 農作業安全に係る注意事項をマニュアル化し、安全に関する体制を整備する。
- ○ 危険箇所は標示板を設置するとともに、危険性が高い箇所は、安全に作業できるよう必要な整備を行う。
- ○ 作業環境（高所・暑熱・寒冷・粉塵等）に応じて安全な作業が確実に実施できるよう対策を講じる。

農作業に関する死亡事故は全国で、年間400件程度で推移し、減少が見られません。また、県内の事故の発生状況は、年間60～80件程度で推移しており、死亡事故はそのうち９～10件程度となっています。

県内の死亡事故の原因については、「機械からの転落」や「機械に挟まれる」、といった内容が多くなっていることから、安全対策について特に徹底が必要です。

【危険な農作業等の把握】

日頃から、ヒヤリハット体験等を意識しながら作業手順や作業環境を危険箇所を確認し、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等の対応をしておくことが重要です。

また、作業の受託を行う場合には、受託者は委託者から、危険箇所や注意事項等について事前に聞き取り、事故防止に必要な対策について確認しておきましょう。

【情報の共有化と事故発生時に向けた対応】

ほ場内や地域内の危険箇所については、マップ作成や標示板設置等を行い明確化するとともに、それぞれの危険箇所に対する注意・対応事項についてマニュアルを作成するなど作業者全員が共通の認識を持って作業を行えるよう努めましょう。

また、危険箇所で作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努め、万が一の事態に備え、緊急時の連絡体制や応急処置の知識についても身につけておきましょう。

【農作業事故の防止対策】

(1) 転落、転倒事故対策

安全に通行できる道路幅を確保するため、曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強を行います。

高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業を行います。

(2) 挟まれ事故対策

機械と柱や壁、樹木などとの間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を確保します。また、ハウスや倉庫等の屋内は十分な作業スペースを確保します。

狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行う等の対応が必要です。

樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けます。

(3) 作業環境対策

ア 暑 熱 対 策：水分の補給、適度な休憩、汗を発散しやすい服装 等

イ 夜間作業対策：視界が確保できる照明設置、転落等の危険性が高い箇所を明示反射テープ、シール等の利用で機械や人を目立たせる。

ウ 寒 冷 対 策：適度な休憩、防寒着の着用、急激な温度変化への注意 等

エ 危険動物対策：ハチ、マムシ等の有毒な生物への注意、クマの出没情報の確認

オ 防 塵 対 策：粉塵発生源の囲い込み、換気、防塵装備の着用

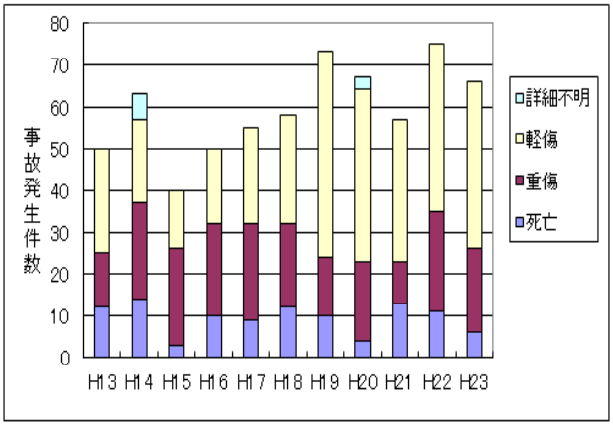

図１ 年次別県内農作業事故の発生状況の推移（新潟県農産園芸課調べ）

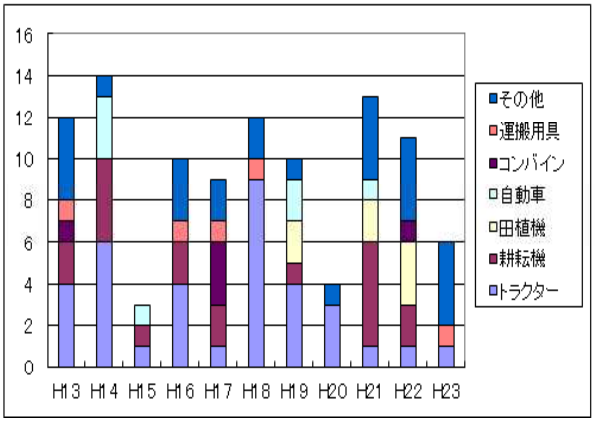

図２ 年次別県内死亡事故(人身事故)の発生状況の推移（新潟県農産園芸課調べ）

【根拠法令等】

○ 農作業安全のための指針について（平成13年度農林水産省通知）

○ サイロにおける飼料調製作業及び救護活動にかかる安全確保について（平成21年度農林水産省通知）

○ 草地管理指標（平成12年度農林水産省公表、平成14年度農林水産省公表）

危険を伴う作業に対する制限

農作業事故を防止するためには、農作業を行う際に正常な動作、判断ができることが必要です。
飲酒や病気・負傷・過労等により正常な作業が困難な場合は作業しないか、作業の内容を制限する必要があります。特に、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しないよう、注意をしてください。

取組事項

○　１日当たりの作業時間を設定するとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩をとるよう配慮する。
○　定期的な健康診断受診等、健康管理に取り組む。
○　高齢者、女性、年少者及び未熟練者への配慮を徹底する。

本県における農作業事故は、高齢者による物が多く、60歳以上による事故は全体の約７割を占めます。また、技術が未熟であったり、疲れがたまっている状態では、安全な農作業を行うための正常な動作や判断に支障をきたす場合があります。
作業の実施にあたっては、作業者の体調や気象条件を勘案するとともに、高齢者や未熟練者等に配慮した無理のない作業計画を立てましょう。

【作業の割当て】
次の者は、重大事故につながる危険性があるため、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないよう気をつけます。
また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限しましょう。
(1) 飲酒し、酒気を帯びている者
(2) 薬剤を服用し、作業に支障がある者
(3) 病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者
(4) 妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業が、妊産婦、胎児、乳児に悪影響を及ぼすと考えられる場合）
(5) 年少者
(6) 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）
(7) 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者

【作業時間】

一日の作業時間が８時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るように努めます。

また、一日の作業に入る前には準備運動を、作業後には整理運動を行いましょう。

【健康状態の把握】

定期的な健康診断などにより、日頃からの健康管理に努めるほか、疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直しを行います。

また、雇用を行った場合には、被雇用者に対する安全性を確保するため、被雇用者の体調の管理に努めます。

【高齢者等への配慮】

高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努めます。

作業現場は、できる限り誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化に努めるとともに、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮します。

妊産婦及び年少者については、重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業等危険性の高い作業、薬剤の扱い及び深夜作業を行わせないように注意が必要です。

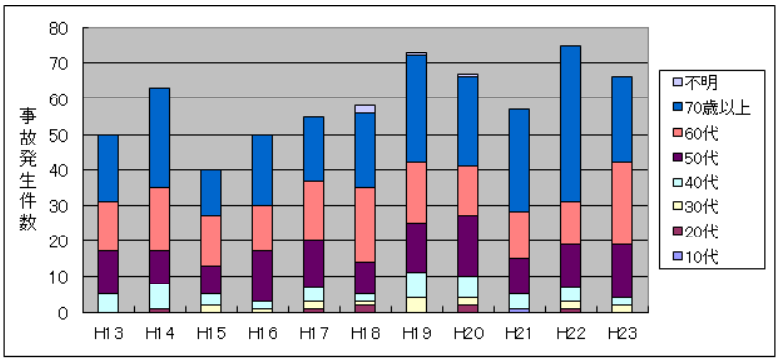

図１　年齢別事故発生件数（新潟県農産園芸課調べ）

・事故発生件数を年齢別に見ると、50代以上が90%程度を占め、その中でも60代以上が70%を占める

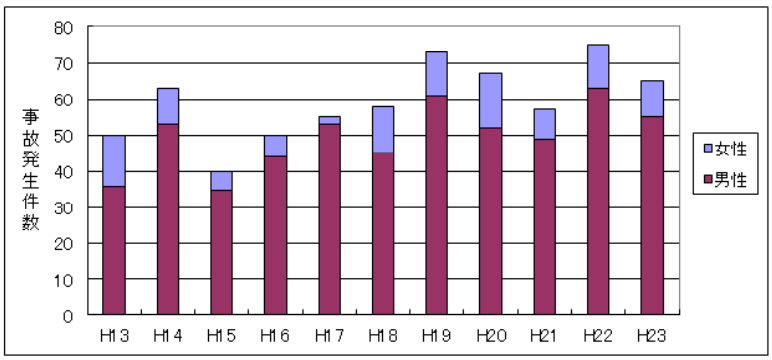

図２　男女別事故発生件数（新潟県農産園芸課調べ）

・男女別に見ると、男性による事故の発生が多く、全体の80%以上となっている。

【根拠法令等】

○　農作業安全のための指針について（平成13年度農林水産省通知）

保険への加入・免許の取得

万が一農作業事故が起こってしまった場合に備え、経営を維持し、家族の生活を守るためにも労災保険等への加入が重要です。
また、公道の走行などの機械の使用法や機械の種類に応じて、運転免許等の取得や保険への加入が必要となります。

取組事項

○ 死亡やけがに備えて労働者災害補償保険等に加入する。
○ 道路等での第三者を巻き込んだ事故や物損事故に備えて任意保険や自動車損害賠償責任共済に加入する。
○ 作業に必要な機種に応じた運転免許の取得、講習の受講を行う。

万が一の農作業事故に備え労災保険や障害共済等の任意保険に加入します。
また、路上での事故に対しては、大型特殊自動車等自賠責保険への加入が義務付けられている機械もありますが、極力任意保険にも加入し、万が一の事故発生時のリスクに備えます。
使用する機械の種類・作業によっては免許や､講習の受講が必要な場合があるので、作業内容に応じた免許の取得や講習の受講を行ってください。

【労災保険について】
労災保険とは、業務上の事由で負傷したり、病気にかかったりした労働者や、死亡した労働者の遺族に対して必要な保険給付を行うものです。農業従事者も「特別加入」として加入が認められています。

加入形態	用件
特定農作業従事者	年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上の規模の自営農業者で、特定の作業に従事する者
指定農業機械作業従事者	自営農業者であって、特定の機械を使用し、土地の耕作又は開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う者
中小事業主等	常時300人以下の労働者を使用する事業主及び労働者以外で当該作業に従事する者等

厚生労働省のホームページに詳細な情報が掲載されています。
「農業者のための特別加入制度について」
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html

【外国人技能実習生】

監理団体又は実習実施機関は、外国人技能実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出、その他これに類する措置を講じていることが義務付けされています。

【農業機械の保険】

乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤなどの農耕作業用自動車のうち最高時速が35km未満のものについては、小型特殊自動車に分類され、自賠責保への加入義務はありませんが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入しましょう。

また、大型特殊自動車は自賠責保険への加入義務があるほか、小型特殊自動車については道路を走る場合には、自賠責保険への加入が義務付けられます。これらに加えて極力任意保険にも加入しましょう。

【農業機械の免許等】

上記の小型特殊自動車のうち、全長4.7m、全幅1.7m、全高2m、最高時速15kmのいずれかを超えるもの（最高時速15kmを超えるトラクターや車幅1.7mを超えるコンバインなど）で道路を通行する場合には大型特殊免許が必要です。

また、玉かけやフォークリフトの運転等には、免許に加え、労働安全衛生法等の関係法令に沿った技能講習等の受講が必要となります。

※ 詳しくは新潟労働局ＨＰをご覧ください。

http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

【労働災害の発生状況・死亡災害について】

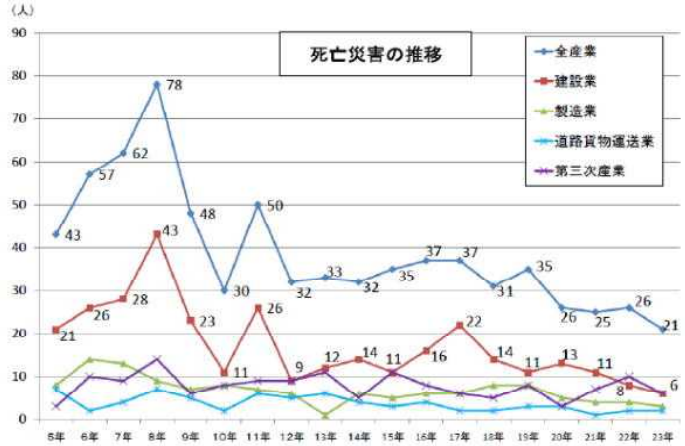

平成23年における農林業の死亡災害は３人
（新潟労働局「労働災害の動向（平成23年確定）」から）

【根拠法令等】

○　農作業安全のための指針について（平成13年度農林水産省通知）
○　労働基準法（昭和22年法律第49号）
○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
○　出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）
○　自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）
○　道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
○　道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

機械、器具等の安全装備と点検・整備

県内の農作業中の負傷事故は年間60～70件程度で、そのうち９割程度がトラクターを始めとした農業機械によるものです。

農業機械等による事故を未然に防止するため、使用の前後に十分な点検・整備を行い、異常がある場合には、調整又は修理を受けるなどの必要な措置を行いましょう。

また、機械等を導入する際は、その作業性能だけでなく安全性の高さを選択の基準としましょう。

取組事項

○　機械導入時に、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認する。
○　中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認する。
○　機械等は事前に必ず点検を行い、調整や修理を受ける等の必要な措置をとる。
○　機械等において指定された定期交換部品を交換する。
○　運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行う。
○　安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行える格納庫を整備する。
○　機械の保管時は昇降部を下げ、鍵をしっかり管理する。

農作業事故防止のためには、作業中の注意も重要ですが、作業の前後の機械の点検・整備も重要です。的確な点検・整備は、安全な農作業のほか、機械の使用期間を延ばすことにもつながります。

また、点検・整備時や格納庫内で発生する事故も多いので、点検・整備時の手袋等保護具の着用や機械等の安全方法による保管に留意することも重要です。

【機械の導入】

(1) 機械導入時は、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準としましょう。
「型式検査合格証票」又は「安全鑑定証票」の有無を参考にしてください。

(2) 中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認しましょう。また、適切な整備を行ってから使用を開始しましょう。

【点検・整備】

(1) 使用前後には、必ず安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても確認しましょう。点検の結果異常がある場合には、整備するまで使用せず、速やかに調整又は修理を受けましょう。

(2) 作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除きましょう。
(3) 安全装備を取り外すなどの改造は絶対にしてはいけません。
(4) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行いましょう。
法律に基づく点検は必ず受けるほか、年に１回は認定整備施設等で整備しましょう。

【格納庫】
(1) 格納庫は、出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積を適切に確保し、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装しましょう。また、出入口は目立つ色で塗装するとともに、道路に面している場合は、カーブミラーを設置しましょう。
(2) 内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置するとともに、換気窓や換気扇等を設置するなど換気に配慮しましょう。

【保管】
(1) 機械等は、事故防止のため昇降部を下げ、キーを抜いて保管するほか、搭載式やけん引式の作業機では、機体を安定させるためのスタン等が付属している場合は必ず使用しましょう。
(2) これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整備を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せるよう心がけましょう。

型式検査合格証票

安全鑑定証票

※ 安全鑑定証票記載の「生研センター」の記載は実施時期により「農林水産省」や「生研機構」となります（内容は同一）。
（生研センター埼玉本部（農業機械研究所）HP）

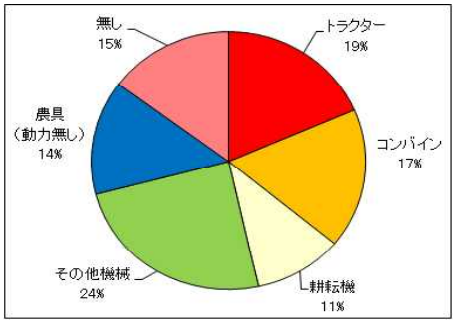

農業機械別負傷事故発生割合
（H13～H23農産園芸課調べ）

【県内で発生した格納・調整に関する事故例】

機械の種類等	事故内容
トラクター	・作業中にジョイントを調整しようとして近づいたところ、タイヤとロータリーの間に左ひざが挟まれて負傷
コンバイン	・コンバインを清掃中、誤って左手を脱穀付近についた際、水平チェーンに衣服が絡まり、そのまま脱穀機部分に左前腕部が入り負傷
耕耘機	・格納する際、バック中にハンドルと格納庫の支柱に挟まり左手を負傷
乾燥調製機	・詰まりを取り除こうとしたところ、子供が誤って乾燥機のスイッチを入れてしまい左手を負傷

【根拠法令等】
○　農作業安全のための指針について（平成13年度農林水産省通知）
○　農作業安全対策の推進について（平成19年度農林水産省通知）

機械、器具等の適正な使用

安全な農作業を行うにあたっては、機械、器具等を適正に使用することが重要です。農作業事故の多くは、普段の作業、普段使い慣れた機械等の取扱い時に発生しており、慣れや油断も一つの要因と考えられます。

機械・器具等の使用にあたっては、使い慣れていても、必ず取扱説明書やマニュアル等に沿って適切に使用することが重要です。

取組事項

○ 機械等の取扱説明書を熟読し、きちんと保管する。
○ 作業機械については、緊急時に備え、動力の遮断方法等を作業者全員で確認しておくとともに、事故のないよう適切に取扱う。
○ 脚立やはしごを使用する際は、十分に接地面を確認し、固定金具は確実にロックする。

エンジンを止めずにコンバインの詰まりを取ろうとしたり、トラクターの左右ブレーキを連結せずに農道・公道を運転する等、機械・器具等の誤った使用が重大な農作業事故につながっています。

取扱説明書に準じた機械・器具等の適正な使用に心がけ、農作業中の事故を未然に防止しましょう。

【取扱説明書の熟読・保管】

機械の使用にあたっては取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解しましょう。

また、取扱説明書は、保管場所を決め、作業者がいつでも読めるようにしましょう。

【乗用型・歩行型機械使用の留意点】

(1) 緊急時に備え、エンジンの停止方法等を家族や作業者全員が確認しておく。
(2) 機械の転倒、転落に備え、安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトを着用する。
(3) エンジンの始動は、必ず運転席に座り、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で、周囲をよく確認してから行う。
(4) 発進は、周囲の安全を確認した上でゆっくり行う。
(5) 乗用型トラクター等、左右独立ブレーキ付きの機械の場合は、作業時以外には、必ず左右ブレーキペダルを連結する。

(6) 一般の道路を走行する場合は、低速車であることを表示するマーク、反射マーク等を装備し、自動車等から認識されやすくする。
(7) 機械の故障時には、必ずエンジンを止めてから点検する。

【脚立・はしごの使用の留意点】
(1) 風雨の中や風の強い場所では使用しない。
(2) 安定しない場所には設置しない。
(3) 開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わない。

【鍬、鋤、鎌等その他農具の使用の留意点】
(1) 柄から刃物等が抜けないよう、がたつきを点検する。
(2) 切りくず等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫する。

【無人ヘリコプターの使用の留意点】
(1) 散布前に、ほ場周辺の障害物等を確認し、地図に記載しておく。
(2)「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための安全対策マニュアル 」及び「産業用無人ヘリコプター合図マンマニュアル」(一般社団法人 農林水産航空協会) を参考に必要な安全対策を実施する。

※ 詳しくは一般社団法人農林水産航空協会ＨＰをご覧ください。
http://mujin-heri.jp/index2.html

主要な農業機械別事故件数 (H14～23) (件／10年)

	死亡	重傷	軽傷	詳細不明	計
コンバイン	4	43	58	2	107
トラクター	31	42	34	4	111
耕うん機	17	27	18		62
田植機	7	5	10		22
その他農機	3	21	40	2	66

農機具別事故件数 (H14～23) (件／10年)

	死亡	重傷	軽傷	計
鎌		2	30	32
脚立・はしご		3	4	7
施設(転落等)		3	2	5
はさぎ	1	1	1	3
のこぎり・チェーンソー	0	0	7	7
その他	1	3	9	13

(市町村調べ農産園芸課取りまとめ)

【根拠法令等】
○ 農作業安全のための指針について (平成13年度農林水産省通知)
○ 個別農業機械別留意事項 (平成13年度農林水産省通知)

8 重 要

安全作業のための服装や保護具の着用、保管

安全に農作業等を行うためには、様々な危険から作業者を守るための各作業に応じた適正な服装や保護具を身につけることが重要です。
また、気温や降雨等、天候に応じた服装や装備にも配慮しましょう。

取組事項

- ○ 各作業に適した服装を着用する。
- ○ その日の天候や作業環境を考慮した服装を着用する。
- ○ 作業内容に応じて手袋やヘルメット、保護めがね等の必要な保護具を適切に使用する。
- ○ 防除作業時は、農薬の吸入・付着を防ぐように保護具を着用する。

熱中症対策、防寒など作業環境に応じた服装や、機械に巻き込まれにくい服装、農薬の被ばくを防ぐ服装・保護具の着用など、各作業内容に応じた服装・保護具の着用により、農作業中の怪我や病気の発生リスクを軽減することができます。

【適正な服装・保護具】

各作業により想定される危険が異なるため、下記の事項を基本に適正な服装をとるよう心がけましょう。

(1) 頭部の保護
転倒、転落、落下物などの危険性がある作業などでは、ヘルメット等保護具を着用する。

(2) 顔面の保護
飛散物が顔に当たる危険性のある作業では、保護めがね、フェイスシールド等を着用する。

(3) 巻き込まれ防止
回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けず、手袋は使用しない。

(4) 手指の保護
刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を着用する。

(5) 足の保護、転倒防止
重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全

靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いる。また、高所や斜面での作業時には、滑りにくい履物を着用する。

【作業環境】

機械・作業の種類で考えられる危険性の他、暑熱や寒冷条件下、粉塵が発生する作業など、それぞれの環境に適した服装を心がけましょう。

(1) 暑熱対策

熱中症のおそれがあるため、帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をする。

(2) 寒冷対策

血行障害や、体のこわばりを防ぐよう、防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努める。

(3) 粉塵対策

粉塵を吸い込まないよう、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業するほか、防塵めがね、防塵マスクを着用する。

(4) その他

騒音・振動・明るさなどのストレスを軽減するよう、適正な装備に努める。

【農薬関連作業】

農薬の吸入、被ばくを防ぐために、作業に合わせた保護具を着用しましょう。

(1) 調整・散布時

防除機具の点検・整備を事前に行うとともに､薬剤の指示に沿った専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用する。

農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認する。

(2) 散布作業後

・保護具を清掃し、所定の保管場所に保管する。
・取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておく。また、使い捨てマスクの使用は１回とする。
・農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにする。

機械作業時の服装例

・帽子、ヘルメット着用
・袖口、裾は締まった服
・首にタオルは巻かない
・手袋は必要に応じて

※ 機械に巻き込まれないような服装を

農薬散布時の服装例

・保護めがねの着用
・保証期限内のマスク
・帽子等の着用
・袖、裾が締まった服
・農薬が服、靴の中に入らないよう裾は外に出す

※ 付着・吸入防止

【根拠法令等】

○　農作業安全のための指針について（平成13年度農林水産省通知）

9 推 奨

施設・機械等の使用における不必要・非効率的なエネルギー消費の節減

農業は、自然環境を活用した産業で、国土や自然環境の保全、水源のかん養などの多面的機能を有していますが、農業生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。

それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減に心がけることが重要です。

取組事項

- ○ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な運転を行う。
- ○ 不要な照明は消灯する等、電力消費の削減に努める。
- ○ ハウス及び乾燥調製施設等においては、必要以上の加温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。
- ○ 機械・器具の適切な点検整備や清掃、破損箇所の補修等を適宜行う。
- ○ 機械・施設等の更新時には、可能な限りエネルギー効率のよい機種を選択する。

我が国の農林水産業から排出される温室効果ガスは、他産業に比べれば決して多くないように思われますが、農業分野は地球温暖化による気象変動の影響を受けやすい分野でもありますので、他の分野に率先して対策に取り組むことが必要です。

ハウスの加温施設や農業機械のエネルギー効率の改善等に積極的に取り組みましょう。エネルギー効率の改善により燃料費等のコスト低減も期待されます。

【施設・機械・器具等】

(1) 点検整備・清掃、破損箇所の補修

施設・機械の不具合や汚れの付着などにより、エネルギー効率は低下します。日ごろから点検整備、清掃を行うとともに、不具合がある場合は修繕しましょう。

(2) きめ細やかな運転等

農業機械走行時の適正なエンジン回転や走行速度への配慮、ハウスの変温管理などのきめ細やかな温度調整により、効率的なエネルギー使用が図られます。

(3) 作業の効率化

作業の順番や移動の動線を考慮して作業計画を立て、効率的に作業を行うことにより、消費する燃料や電力等の節減につながります。

(4) 機械等の更新

機械、施設の更新に当たっては、可能な限りエネルギー効率のよい機種を選択しましょう。

【新エネルギーの利用】

バイオマス、太陽熱エネルギー、雪室等新エネルギーについて、導入や運用のコストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入しましょう。

【施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策のための取組事項】

取組事項	区分	取 組 事 項
農業機械、施設等の定期的な保守・点検	全般	○エンジンの保守点検 ・エアクリーナーの清掃及び利用状況（稼働時間と保管期間）に応じた交換 ・エンジンオイル、エンジンオイルフィルターの適正な管理 ○動力伝達部の保守点検 ・潤滑油の適正な管理 ・駆動ベルト及びチェーンの張りの適正管理 ○走行部の保守点検 ・タイヤの空気圧の適正化 ・クローラの適切な管理（クローラの張りの調整、走行部の付着した土の除去等） ○作用部の保守点検 ・トラクター作業機の土壌作用部の適切な管理（摩耗部品の交換、研磨） ・コンバインやトラクター作業機の刈刃、カッターの適切な管理（　〃　） ○エアコン（フィルター等）の保守点検
	米	○乾燥機のバーナー等の保守点検（穀物乾燥機） ・バーナーの点検、エアーフィルターの清掃、利用状況に応じた交換 ・水分計の停止精度の確認（過乾燥の防止） ・送風ダクトの通風性の点検（折れ曲り、詰まり、破れ等のチェック） ・熱風路、排風路等、乾燥部への堆積物の除去
	施設園芸	○ハウスの点検・整備・補修 ・外張フィルム、内張りカーテンの汚れ、破れ、隙間等の点検 ・天窓や側窓、入口の破損や隙間の点検 ・留め具等の緩みの点検 ○暖房機の点検・整備・補修 ・バーナーノズル、ディフューザー等の点検・清掃および適期交換 ・エアシャッターの調整 ・温度センサーの点検・作動確認
作業時の留意点	全般	○トラクター作業時の留意点 ・適正なエンジン回転、走行速度での作業の実施 ・適正なPTO速度での作業の実施（ロータリー耕等） ○トラクターの大きさ（エンジン出力）に適合した作業機の利用 ○適正なほ場条件（土壌水分等）、作物の生育時での作業の実施 ○作業中断時のアイドリングストップ（エンジンの停止）、不要時のエアコンの停止
	米	○コンバイン作業時の留意点 ・エンジン回転、脱穀部の回転・調節の適性化 ・適正な走行速度、こぎ深さでの作業の実施（こぎ深さが深くなりすぎない） ・遠距離移動時はできるだけトラック等に積載して移動 ○穀物乾燥機（循環式）作業時の留意点 ・穀粒水分が高い早朝や降雨後の収穫を避ける ・張込み前に、できるだけ夾雑物を除去する ・張込み量はできるだけ満量に。少ない場合は、張込み量に応じ、穀物量ダイヤル（熱風温度設定ダイヤル）を正確に合わせ、熱風温度を下げる ・数回に分けて張込む場合、常温通風による予備乾燥を実施 ・乾燥効率が下がる夜間は休止乾燥（テンパリング）を実施 ・乾燥機設置場所の換気を良くし、排気が循環しないようにする
	施設園芸	○内張りカーテン等の隙間の点検、裾部のめくりあがり防止対策 ○送風ダクトの適切な設置や循環扇の設置によるハウス内温度ムラの解消 ○多段サーモ装置を利用した変温管理の実施等による効率的な加温
その他	全般	○作業に適したほ場条件（排水対策等）、作物条件（水分条件）になるような管理

【関係ホームページ】

○ 農林水産省「地球温暖化対策」ＨＰ
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/index.html

○ 農業機械の省エネ利用マニュアル
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/pdf/nouki_manual2.pdf

○ 施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/pdf/44.pdf

○ 施設園芸における省エネルギー技術対策マニュアル 新潟県ＨＰ
http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyosomu/1224784871325.html

【根拠法令等】

○　環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成16年度農林水産省通知）

10 重 要

ほ場やその周辺環境等からの汚染防止

衛生的で安全な農産物を生産するためには、有害な微生物や化学物質等によりほ場が汚染されるリスクをできる限り排除し、良好な生産環境を確保することが重要です。

そのため、ほ場やその周辺環境等に潜在的な汚染源がないか確認、排除するとともに、廃棄物や資材等からの汚染の可能性が無いよう適切な対応を行いましょう。

取組事項

○ ほ場やその隣接地、水源の周辺に有害微生物や有害化学物質等の潜在的な汚染源がないか、また、過去になかったかを確認する。

○ 汚染源が確認された場合は、汚染源の除去に努め、その影響を取り除くことができるまでは、ほ場を使用しない。

【ほ場等の汚染リスクの把握】

農産物を生産する上で、ほ場やその隣接地に有害な微生物や化学物質等の潜在的な汚染源がないか、また過去になかったか、確認しましょう。

(1) ほ場及び隣接地の用途の確認

過去に使用した農薬による事故等を防止するため、ほ場の過去の用途や栽培作物、農薬等の使用状況等を把握しましょう。

工場や廃棄物処理場等が近くにある場合は、その排水がほ場や水源等に影響しないか確認しましょう。

(2) 汚染水等の流入によりほ場が汚染される可能性の確認

堆肥は、ほ場や水源等から離れた場所で保管するか、屋根や排汁溝を設置するなど、堆肥や排汁がほ場や水源等を汚染しないよう留意しましょう。

また、農薬散布機等を洗浄した水がほ場や水源に流入しないかについても確認し留意しましょう。

(3) 放置した農業資材等の有無の確認、撤去

ほ場や水源等の周辺に農薬の空容器や肥料袋などが放置されていると、そこから農薬や肥料の成分が流入したり、資材の破片等が農産物や収穫物に紛れ込む恐れがあります。また、農産物の残渣などが放置されている場合は、病害虫の発生や野生動物を誘因する恐れもあります。

不必要な資材等は撤去するなど必要な措置を講じましょう。

(4) ほ場及び水源への動物の侵入の確認

ほ場等への動物の侵入は、ふん尿等による微生物汚染を招く恐れがあります。

野生動物の侵入がないか確認し、痕跡がある場合は侵入防止などの対策を講じましょう。また、ペットについてもほ場等につれて入らないようにしましょう。

【ほ場等の汚染リスクの排除と安全なほ場の使用】

汚染源が確認された場合は、堆肥や廃棄物等の適正管理や動物の侵入防止対策を講じ、汚染源の除去に努めましょう。また、その影響を取り除くことができるまでは、ほ場を使用しないようにしましょう。

【生鮮野菜の衛生管理について】

農林水産省のホームページに詳細な情報が記載されています。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

【ほ場周辺の汚染源の例】

※ 近くに工場などがある場合は排水の流入にも注意が必要です。

※ ほ場等への動物の侵入は微生物汚染を招く恐れがあります。

※ 大雨時の冠水によりほ場に汚染水が流入する恐れがあります。

※ 有害物質等がほ場への流入する他、新たな不法投棄を助長する恐れがあります。

※ 農薬の空き容器などの放置は農薬事故につながる恐れもあります。

※ 病気や害虫の発生や野生動物を誘因する恐れがあります。

（事例出典　ＮＰＯ法人農業ナビゲーション研究所「ＧＡＰ取組支援データベース」）

【根拠法令等】

○ 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について
（平成15年度厚生労働省通知）

○ 「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について
（平成23年度農林水産省通知）

○ コーデックス生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範
（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）